



町内会運営

ガイドブック

みんなで創る地域の底力




目次

1. 町内会活動に関する考え方やヒント

- (1)町内会の円滑な運営のために
- (2)加入促進のために
- (3)町内会活動の活性化のために
- (4)担い手確保のために
- (5)見直しや改善のために
- (6)認可地縁団体について

2. 町内会Q&A



はじめに



現在十和田市では、292の町内会が組織されています。

町内会には、自分たちのまちを住みよいまちにするために、生活環境の整備や福祉の向上、防犯、防災などの地域課題に住民同士が協力・連携して取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。地域の規模や環境によって異なりますが、住民同士の親睦、生活環境の維持活動のほかに、高齢者の見守りや子どもの安全対策などに取り組み、地域の中心的な役割を担っています。

しかし、共働きの若い世代が増えて、地域の活動は高齢の方ばかりという悩みもよく聞きますが、今の状況に即した地域内での活動方法はあると思いますので、今一度、同じ地域に住む方々が知恵を出し合い、無理なく参加できる町内会活動を考えていくことができたらと思います。

本冊子は、普段の町内会活動や、新たに会長や役員になられた方の活動に少しでもお役に立てばと、町内会連合会総務部会が中心となり、市まちづくり支援課の応援を受けながら「町内会運営ガイドブック」を作成しました。地域での活動のヒントや活性化にご活用いただければ幸いです。

十和田市町内会連合会
会長 升澤 博也





(1)町内会の円滑な運営のために

①民主的に運営しましょう

町内会を民主的な組織として運営していくためには全会員の合意形成の場である「総会」と、総会の議決に従って町内会を運営していく「役員会」などの会議が重要となります。多くの町内会では定例総会を年1回、年度初めに開催し、急を要する重要な事案が生じたときには臨時総会を開催します。いずれの会議においても、会議開催通知を余裕をもって行い、多くの出席者の参加を働きかけるとともに、会議終了後には開催日時、場所、出席者、審議や議決内容などを議事録にまとめ、出席者の中から選出した議事録署名人（一般的に2名）に署名又は記名押印してもらい議事録内容の正当性を確保しておくことが重要です。

このような手順を踏んで、地域での課題について地域住民で話し合い、共通の課題として認識し、解決に向けていくことが大切です。必要に応じて関係機関との連携も必要です。

町内会は、金銭的・身体的なメリットやデメリット、損得で活動しているわけではないことから、時には意見が対立して、一部の方には理解してもらえないこともあるかもしれません。自分だけが良ければいいのではなく、自分たちの地域は自分たちで良くしていくことを理解し、多くの会員の意見を取り入れて民主的に進めて行きましょう。

そのために会議の場では、地位のある人や声の大きな人が一方的に話をするのではなく、参加者が自由に意見を出し合えるように運営していきましょう。そうすることで、地域の皆さんが納得できる結論を導き出せるようになります。

②地域の話し合いから！

地域には、改善したいこと、大切にしたいものなどの様々な課題があります。また、古くから住んでいる人、新たに居住している人、男女、年代などによって一人一人認識が違います。そのため、みんなで意見を出し合って、十分に話し合い、地域課題や活動の目的・内容を理解共有し、取り組んでいくことが大切です。

町内会は人もお金も限られていますので、無理のない範囲で活動を行うことが求められます。定例化している行事や事業であっても、それを続けることを目的にするのではなく活動を見直すことも必要です。課題を見出し、本当に必要な取り組みは何か、みんなで十分に話し合いましょう。「話し合い」は、回数を重ねることもあり時間を要して遠回りのように思えますが、課題解決に向けた一番の近道です。



③みんなのためになる活動を企画しよう！

町内会に対する理解や関心が高まってきたら、地域のためになる活動(共益的活動)で町内会活動の重要性を伝えましょう。町内の清掃活動や防災訓練、防犯パトロールなどといった活動が挙げられます。

例えば、会員の健康づくりや世代間の交流を目的として、夏休みの子どもを中心としたラジオ体操を、大人も参加できるようにしている町内会があります。地域みんなでラジオ体操をした後には、参加者全員でごみ拾いを行っています。「お祭りの後は自分たちでまちをきれいにする」というような目標を立てて、お祭りの翌日に行う清掃活動を呼びかけるなど、共益的活動と健康づくり、親睦活動を一緒に行うことによって参加者の増加や町内会活動の意義が高まります。



④活動しやすい運営を目指す！

役員だけでできることには限界があります。特定の人に負担が集中しないよう、町内の人材を発掘・活用し、役員を選出方法や仕事の役割分担を工夫したり、できるだけ多くの人が少ない負担で町内会の仕事を担えるようにすることが大切です。

例えば、様々なコミュニティ活動を行う人材を幅広く募集するため、具体的な業務内容を書いた人材募集チラシを作成、全世帯に配布し、人材バンクとして登録・活用する方法です。町内会だよりの作成を例にすると、専門知識のある会員に協力をお願いすることで、みんなが読みたくなる広報紙を作ることができ、町内会活動のより一層の周知につながります。

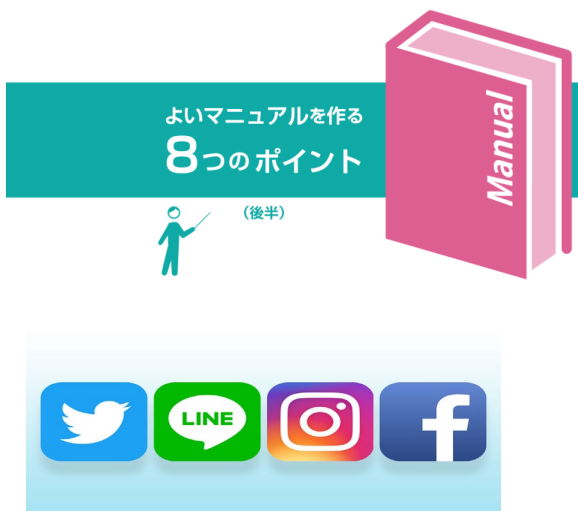
また、会員がそれぞれできる範囲で協力する「町内ボランティア隊」を結成している例があります。「無理のない範囲で協力できることがあるか」というアンケートに、会員から「こういうことなら協力できます」というように自己申告してもらうことで、より多くのボランティア協力を得られることがあります。

重要なのは、「決して強制しない」ということです。強制することは、それだけで会員を圧迫し、町内会活動を負担に感じさせてしまう可能性が高くなります。「できることを、できる範囲で」を心掛けましょう。



⑤取り組み事例

- ・トラブルがないように、町内会で予め会の方針を決めておく。(町内会の基本方針等)
- ・会議では全員が発言できるようなルールを決めておく。(否定的な意見も大切にする、発言途中で勝手に口を挟まない等)
- ・会議前には、予め資料を共有し、流れを示しておく。
- ・負担が集中しないよう「役割分担」や「分業化」を実施する。
- ・引継ぎしやすいように、町内会運営マニュアルを作成しておく。
- ・会費の使途について、定期的に会員が確認できるようにしておく。
- ・他町内会との交流を図る中で、良いものを自身の町内会でも試してみる。
- ・資料などをPDF化し、既存のアプリを使って共有する。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策で、リモートでの会議に挑戦してみる。



(2)加入促進のために

地域には、世帯としては加入しているけれど、個人としては町内会がどのようなところかわからない、もしくは、町内会の存在そのものを知らない人もいます。

防犯灯やごみステーションの維持管理や生活道路の清掃活動等、普段はあまり見えない部分でも町内会は地域を支えており、町内会から何も恩恵を受けていない人はいないはずで

す。町内会では、住民の親睦だけではなく、個人では解決できないことが多い、防犯・防災・交通安全・環境美化・地域福祉等の様々な課題に取り組んでいます。必要に応じて関係機関と連携をとっていることや防犯・交通安全活動を通して住みよい環境づくりを行っていることを知ってもらいましょう。役割や活動を理解してもらうことで、次世代の役員候補になってくれる方がいるかもしれません。

また、地域の行事は子どもから大人まで幅広く集まる機会なので、行事を行うだけでなく、町内会の存在をPRしてみてもどうでしょうか。また、地域の行事や各種団体の活動に町内会費が使用されていることもPRしてみましょ

う。十和田市へ転入の届出をされた方に対しては市役所窓口で加入促進パンフレットを配布していますが、町内会の加入促進活動で同パンフレットを地域の未加入者に配り加入を呼びかけることも有効です。加入促進用のパンフレットが必要な場合は、市まちづくり支援課 ☎51-6725 までご相談ください。



町内会加入の呼びかけ

- 「地域のことに関心がない」
- 「入会するメリットがわからない」
- 「役員になるのが負担」

などの理由から、町内会への加入を見合わせている人がいます。

このような疑問や不安を解消していくためには、次のような活動が効果的です。



A 町内会の活動をお知らせする

町内会の行事予定や活動成果を広くお知らせすることは、町内会の一体感を高めるためには大変重要です。町内会だよりやチラシ・ポスターなどで、日頃から積極的に町内会未加入世帯にも広くお知らせし、興味を持ってもらえるきっかけづくりをしましょう。

活動事例① 「町内会だより」の発行

未加入世帯が町内会の活動をイメージしやすいよう、活動写真を多く載せた「町内会だより」を配布して、丁寧に説明しましょう。会員間の一体感の形成にもつながります。

活動事例② 「入会のおすすめ」の発行

町内会の概要や活動内容、町内会費などを分かりやすく記載した「加入案内チラシ」を作成しましょう。連絡先には、会長の電話番号のほか、FAX番号や役員のメールアドレスを載せ、気軽に入会の意思表示ができるよう、また留守の場合にも対応できるようにしましょう。

町内会・自治会では、こんな活動をしています。



B 積極的に働きかける

引っ越してこられた方などは、町内のことが分からず不安で、町内会からの声掛けを待っているかもしれません。役員や隣近所の方は、「加入案内チラシ」を持って訪問するなどして、活動内容や町内会の重要性を丁寧に説明しましょう。

活動事例①

勧誘の際は、何も無い状態で勧誘するのは困難なので、班長さんなどが勧誘しやすいように「勧誘の手引き」や加入を呼びかける文書、説明資料などを作成しましょう。

活動事例②

町内会への勧誘をしやすい雰囲気をつくるため、独自に「町内会加入促進月間」を設け、期間中は、町内会長などの役員と班長さんが2人で未加入世帯を直接訪問しましょう。

活動事例③

未加入世帯に対して適切な説明ができるよう、まずは役員のみなどで、町内会活動の重要性や加入促進を図る意義などをじっくり話し合い、それをチラシなどに反映させましょう。

活動事例④

会員の特技を生かした子ども教室の開催など、会員でなくても参加できるイベントを企画しましょう。行事の開催を通して、参加者との交流をきっかけに町内会への加入をさりげなく呼びかけましょう。



(3)町内会活動の活性化のために

① 町内会活動の魅力を高める！

活動自体を活発にし、加入の魅力や利点を高めることで、町内会に加入していない世帯に「楽しそう」「参加してみたい」と感じてもらうことが大切です。

活動を盛り上げるためには、住民のニーズに応じた活動を行うことが重要です。

住民が何を求め、どんな活動に参加したいと思っているのか、話し合いや幅広い年齢層からアンケートを取るなど、各年代が参加しやすい行事やイベントを企画するようにしましょう。

また、企画段階から役員以外の住民も参加して、率直に話し合いましょう。その際は、人の意見を否定してはいけないというルールを設けて話し合うことで、役員だけでは考えつかない様々なアイデアが出てくることもあります。

例えば、自分たちの住む地域のことを知り、愛着を持ってもらうため、市民ガイドの案内のもと、地区の名所や神社仏閣を散策する企画を行います。この町に住んでよかったと誇りに思ってもらうことで、町内会活動の活性化にもつながります。

② 他団体との連携

町内会活動を役員だけで行っていないでしょうか。行事については、同じ地域で活動する他の団体にも参加を募ったり、町内会が他団体の行事に参加したりすることで、お互いに理解を深めることができます。また、地域を良くするための活動ですから、地域のみんなが協力していくことが大切です。

③ 事業所との連携

行事に企業として参加してもらっているところもあります。強制はできませんが、企業のPRにもなると思われますので、地域に住んでいる従業員に企業名をわかるようにして参加してもらう方法もあります。

④ 子どもや学生等の意見の取り入れ

地域の子どもや中高大学生の意見を取り入れた活動があると、その親等の参加もあって行事が活性化します。時には地域外の若い力も頼りになります。防災訓練には次世代の担い手の育成が欠かせません。

⑤ 活動が負担にならないように

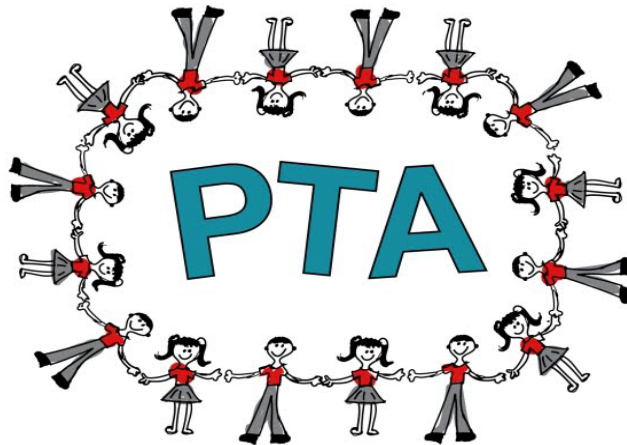
会長がすべてを行うことがないように、また、過度な負担を強いることがないように皆さんで話し合いをしましょう。できるだけ多くの会員に役割を分担し、お互い様の精神でできるようにしましょう。



(4)担い手確保のために

町内会活動に参加してもらうことから始めなければなりません。

過度な負担にならないように配慮しなければなりません、PTAや他の団体と一緒に活動することで、将来の担い手候補を探してみましょう。



(5)見直しや改善のために

町内会は何をしているのか分からないという声もよくあります。

活動内容は「今までこうしてきたから今年も・・・」「この町内会ではこういうものだからそれに従うしかない」ということではなく、時には何のための活動なのかをあらためて話し合ってみることも必要です。

その結果、改善を加えながら継続していく活動もあれば、一旦休止する活動もあるでしょう。町内会として力を入れる活動や必須と考えられる活動だけを行う方法もあります。活動に参加してくれた住民にアンケートを取る方法もあります。

町内会活動は地域を良くするための活動ですから、地域の人みんな考えてみましょう。

アンケート結果



(6)認可地縁団体について

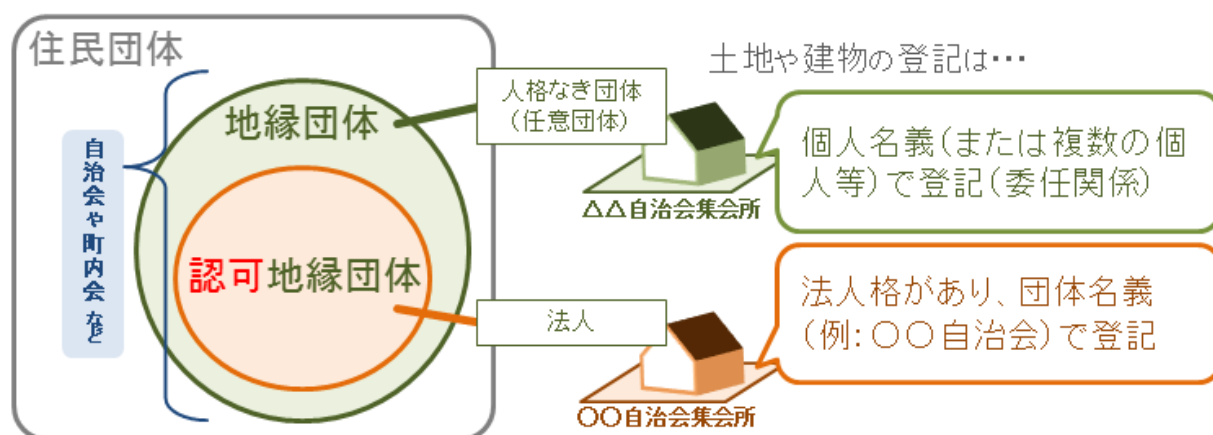
以前の町内会等の「地縁による団体」は、「権利能力なき社団」と位置付けられており、町内会の名義で不動産登記ができないため、町内会で管理している土地や建物、山林については複数の住民の共有名義として管理するなどしており、相続が発生した時などは名義変更に必要な労力がかかっていました。

平成3年に地方自治法の一部が改正され、一定条件を満たした町内会は法人格を持つことができるようになり、不動産登記が町内会の名義でできるようになりました。

この法人格をもつ町内会が「認可地縁団体」と言われています。

認可の要件

- ・地縁による団体の存する区域で地域的な共同活動（環境整備、集会施設の維持管理、回覧板などによる住民相互の連絡など）を行うことを目的としており、すでにその活動を行っていることと認められること。
- ・地縁による団体の区域が、客観的に明らかなものとして定められていること。
- ・地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- ・規約を定めていること。（一定の基準があります。）



認可までの流れ事前相談 認可地縁団体の申請を行う予定がある場合は、認可に必要な書類作成や規約改正が必要になるため、事前に市まちづくり支援課へご相談ください。

(特に規約や区域については、認可できない内容の場合、総会のやり直しが発生する場合がありますので、注意が必要です。)



総会を開催する 総会で、認可地縁団体の申請を行うこと及び規約改正等の必要事項の議決を行ってください。



認可申請 認可申請書に必要書類を添付して市へ申請してください。

(1) 認可申請書 (2) 規約 (3) 総会の議事録 (4) 構成員名簿 (5) 保有(予定)資産目録(6) 事業活動報告書・決算報告書・事業計画書・収支予算書・沿革・区域図 (7) 代表者の就任承諾書の提出先は、市まちづくり支援課です。



認可・告示 申請により、内容や要件の審査を行い問題なければ認可地縁団体として認可し、告示されます。

・認可後は町内会名義で資産の登記ができるようになります。

(市発行の認可地縁団体証明書添付して、法務局で手続きを行う。)

・資産の登記だけでなく、規約に定める範囲内で独立した取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

・法人市県民税の課税対象となります。通常の町内会活動のみで、収益事業を行っていない場合は減免措置があるので、税の窓口へ届出や申請が必要となります。

・団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の住所・氏名等、告示事項に変更が発生した場合は届出が必要になります。

・規約変更の場合は、総会での承認の後に、市長の認可が必要です。総会での承認の前に、変更内容について、市まちづくり支援課 ☎51-6725 にご相談ください。

町内会



2. 町内会 Q&A

検索



Q1 町内会はどのような活動をしていますか。

町内会によって活動は様々ですが、主な活動には次のようなものがあります。

- ◆防犯活動（防犯灯の維持、防犯パトロール、高齢者・子どもの見守り活動など）
- ◆防災活動（防災訓練など）
- ◆環境美化活動（ごみ集積所の管理、公園・河川・道路側溝等の清掃など）
- ◆親睦活動（盆踊り、運動会、お祭りなど）
- ◆要望・連絡・相談（地域の代表として住民の意見をまとめ行政に届ける）
- ◆情報伝達（市広報の配布、回覧など）
- ◆集会施設の管理（施設及び周辺の清掃、維持管理）

Q2 認可地縁団体って何ですか。

通常の町内会などには法人格が認められていないため、集会施設などの不動産の登記を団体名義にすることができません。そこで、一定の法的要件を満たし、認可地縁団体として法人格を取得することで、団体名義で不動産等の登記ができるようになります。詳しくは、市まちづくり支援課 ☎51-6725 までお問い合わせください。

Q3 町内会に加入するメリットは何ですか。

地域には、防犯・防災対策、ごみ処理などの環境美化対策など多くの課題があります。その解決のため、地域住民が力を合わせる必要があります。これらの活動で住みよい環境が整備されていることが大きなメリットでもあります。

日常生活上で困っていること（環境整備など）を町内会が吸い上げて、市に改善をお願いすることもあります。一個人の要望では解決できない課題でも、町内会という住民の総意があれば実現可能な範囲が広がります。

町内会は、皆さんが普段気付かないところで、住みよい地域づくりに貢献し、いざという時にはとても心強い自治組織です。



Q 4 町内会を脱会したいという人にはどう働きかければよいですか。

高齢化や経済的な事情などから、町内会の活動への参加や会費の支払いが困難なため脱会したいという世帯もあります。しかし、こうした状況の人こそ地域の援助が必要と考えられます。地域でのつながりは、生活のセーフティネットとして機能します。町内会が日常的に住民の状況を把握しておくことで行政と連携しながら、必要に応じてサポートすることもできます。

更に、地域での共同作業が負担になっている場合は、これまでの活動を見直す必要があります。

このように脱会したいという人には、単に町内会のメリットを説くのではなく、「お互いさま」という共助の意識を持つことで地域の安全安心が向上していく点などを丁寧に説明することも有効です。

Q 5 町内会への加入の呼びかけをしたいのですが、チラシなどがありますか。

市町内会連合会（外郭団体事務室）や市まちづくり支援課の窓口に設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

Q 6 未加入者にはどのように働きかければよいですか。

未加入者は、町内会の活動や加入の方法などが分からないのかもしれませんが。未加入世帯への訪問や加入案内チラシの配布などで町内会との接点を作ることや、町内会の活動や会計内容を明らかにして、地域住民に町内会との関わりを認識してもらうことが有効です。

Q 7 町内会加入率向上のため未加入者に加入を呼びかけたいのですが、どのような方法で行えばよいですか。

加入の呼びかけ方法は地域の実情に応じて柔軟に行う必要がありますが、ここでは、一般的な加入促進活動の手段や方法をご紹介します。

① 住宅地図などを参考に未加入世帯の確認

・アパート、マンション等はオーナーや管理会社の協力を得るのもよい方法です。

② 加入促進活動を行う目的を役員で確認

・町内会が地域に果たしている役割を再確認しておきます。

③ 加入を呼びかける文書・説明資料などを作成

・町内会の総会資料（会則、事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書等）

④ 未加入世帯への訪問

・新規転入者は居住開始後すぐに訪問するのが効果的です。また、既居住者はイベント等の開催に合わせて訪問し、まずは活動に参加してもらうことが大切です。

・役員や班長さん1人での訪問は避け、できるだけ役員など2人での訪問がよいでしょう。

・あいさつ状、勧誘チラシ、加入申込書、総会資料、イベントの案内等を持参し、簡単な説明とするのがよいでしょう。また、1週間程度空けて再訪問しましょう。

・加入を強制するような呼びかけはせず、丁寧な対応を心がけましょう。



Q 8 町内会長のなり手が無いのですが、どうすればいいですか？

会員の高齢化、作業量の負担、町内会活動に関心がないなど様々な要因があります。より多くの町内会員による話し合いを通じて解決のヒントが得られることもあります。

会長の負担軽減のため、各行事の責任者を他の役員等に振り分け、会長の役割を見直すところもあります。また、そうすることで行事に関わる会員が増え、様々な協議ができて活発になるというメリットも生まれます。例えば、会長の任期を2年とし、役員改選で会長が相談役に、副会長が会長に、その他の役員が副会長に就任するなど、役員の大入れ替えを防いでいる町内会もあります。大きなイベントは実行委員会を立ち上げ、担当委員の任期を複数年にするなどの工夫もあります。

Q 9 市内にある街灯の違いは何ですか

防犯灯と道路照明灯があります。

防犯灯①(従来の防犯灯)・・・歩行者の安全のため、通学路、集落から集落までの主要な道路、集落の生活道路に市が設置、管理しています。

防犯灯②(従来の街路灯)・・・平成 28 年度の一括LED化事業により、町内会等が設置、管理していた街路灯を市が移管を受け、防犯灯として維持管理しています。電気料の3割相当分は従来通り町内会が負担しています。

道路照明灯・・・主に交差点等において、車道を照らすために、道路管理者(市道であれば十和田市)が設置、管理しています。

Q10 町内会で防犯灯を設置したいのですが、どうしたらいいですか。

新規での防犯灯の設置については、基本的には市で設置することとしています。設置条件や設置数にも限りがありますので、設置要望書をご提出いただくこととしており、市町内会連合会から1月頃に案内がありますので、町内会の意見を取りまとめの上、ご提出ください。

Q11 町内会活動で使う備品などを貸してもらえる制度はありますか。

市町内会連合会では、地域活動の支援のため次の物品の貸出しを行っています。ご利用の際は、事前に市町内会連合会 ☎51-6783 までご確認ください。

・貸出物品一覧

- | | | |
|----------------|--------------|---------------|
| ◇ポータブルアンプ(1) | ◇スピーカーセット(1) | ◇テント(2) |
| ◇パソコン用プリンター(1) | ◇ビデオカメラ(2) | ◇液晶プロジェクター(2) |
| ◇ショルダーメガホン(1) | ◇ワイヤレスアンプ(1) | ◇ノート型パソコン(2) |



Q12 町内会の勉強会への講師や、イベントに協力してくれる団体やボランティアを紹介してもらうことはできますか。

市では、様々な分野における講師派遣（ふるさと出前きらめき講座）を行っています。詳しくは、市スポーツ・生涯学習課☎58-0186 までご確認ください。

市内には、それぞれ目的を持って得意分野で活動している団体が多数あります。ご希望の団体やボランティアをお調べしますので、市まちづくり支援課☎51-6725 までご相談ください。

Q13 イベントの参加者が少なくなったのですが、何か良い方法はありますか。

高齢者の方も楽しく参加できる簡単なスポーツイベントを計画したり、町内会・老人クラブ・子ども会などが協力して事業を行っているところもあります。恒例のイベントであっても、これまでの慣習にとらわれず、若者や子どもたちを交えて話し合い、事業の見直しを検討してみてもいいでしょうか。

Q14 町内会活動で使用する資料の印刷ができる場所がありますか。

市町内会連合会（外郭団体事務室）で印刷（コピー）ができます。
印刷・コピー（B5・B4・A4・A3）1枚（片面）10円

Q15 町内会の活動の中で法的な困りごとが発生したとき弁護士に相談する機会がありますか。

市では、弁護士などによる市民無料相談を行っています。相談には予約が必要ですので、詳しくは、市まちづくり支援課☎51-6777 にご相談ください。

Q16 町内会の活動を進める上で、市の関係部署に行く必要があるのですが、どこに相談していいかわかりません。

関係する部署をご案内しますので、市まちづくり支援課☎51-6725 にお問い合わせください。また、市と町内会のパイプ役として、市職員を地区担当職員として配置していますので当該担当職員にご相談ください。

Q17 税金を払っているのだから、市が地域のことをやるべきではないですか。

住民ニーズの多様化や地域社会の変化により、行政だけで地域の課題に対応することは難しくなってきました。そこで、地域の実態に沿って、町内会や住民、行政が役割を認識して、住民が主体となって取組むことも行政の手の行き届かない部分を補う意味で大変重要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができます。



Q18 町内会活動中にケガをした、他人の物を壊してしまったときの保険はありますか。

町内会の活動中に発生した事故を救済するための「自治会活動保険」があります。この保険は、傷害、傷害見舞費用、賠償責任、費用損害からなっており、市町内会連合会では加入をお勧めしています。

また、市では、公益的なまちづくり活動中の思わぬ事故によるケガや賠償責任を保険でサポートする市民活動保険制度を実施しております。対象となる活動等については、市まちづくり支援課☎51-6725にご相談ください。

Q19 地域の自主防災組織とは何ですか。

自主防災組織とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の隣保協同の精神に基づき自発的に結成した防災組織のことです。地震等の大規模な災害の発生や同時多発の災害が発生した場合には、公的機関だけでは十分な対応ができないことが予想されます。地域での被害の拡大防止や軽減を図るためには、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を行うことが必要となります。また、一人暮らしの高齢者への声掛けや避難支援も大切です。

Q20 自主防災組織を設立するにはどうすればいいですか。

市内各所には自主防災組織が設立されています。設立には「設立申出書」のほか、自主防災組織の規約（会則）や防災計画案などの提出が必要です。市では規約や計画案などの作成をサポートしますので、新たに設立を希望又は検討している町内会は、市総務課防災危機管理室☎51-6703までご相談ください。

Q21 自主防災組織を設立した場合の防災資機材はどうすればいいですか。

自主防災組織を設立すると、市から防災用資機材整備のために助成金が交付されます。発電機、投光器、ヘルメット、ラジオ、テントなどを整備することができます。また、防災リーダー育成や組織を対象とした研修への支援もありますので、詳しくは、市総務課防災危機管理室☎51-6703までご相談ください。

Q22 安全・安心に関する情報提供はどうすれば受けられますか。

市では、緊急情報（避難指示等）をはじめ、気象情報（注意報・警報、地震情報等）、火災情報（建物・山林火災等）などに関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせする「十和田市安全・安心メール配信システム『駒らん情報めーる』」を実施しています。このサービスを受けるには登録が必要ですので、右のQRコードから登録サイトへアクセスしてください。QRコードが読み取れない場合は、次のメールアドレスに空メールを送信してください。

◇アドレス anzenjoho@info-towada.jp

問 市総務課防災危機管理室☎51-6703





市民と行政による協働のまちづくり

よりよい「まち」にするために、市民と行政が協力してまちづくりに取り組んでいくことです (^)/

こんな十和田市にしたい！

こんな町内会にしたい！

みんなでつくっていきましょう！